

論文の内容の要旨

氏名：西海重和

博士の専攻分野の名称：博士（総合社会情報）

論文題名：中国の法執行機関等による海洋権益確保活動の研究

－ 同活動の特徴、問題点及び背景にある海洋認識等 －

1. 取り上げたテーマ

本研究は、中国（中華人民共和国）の「海洋権益確保活動」を対象とする。「海洋権益確保活動」とは、自国の海洋権益の獲得・確保のために行う法執行活動（強硬措置を含む）、巡航警備、法令整備、目的不明の調査や徘徊、軍事的行動、一方的な資源開発や漁業操業、外交的威嚇や報復等である。その範囲は、中国が管轄権と領有権を主張して周辺国と係争中の南シナ海及び東シナ海とその島嶼、台湾等である。なお、本研究では、特に法執行機関による同活動を中心に取り上げる。

2. 先行研究で未解明の課題

(1) 中国の「海洋権益確保活動」が強硬で非妥協的な姿勢である背景について、先行研究は、中華民国期の実効支配に向けた取組の承継、外国から回収すべき固有の領土、海洋権益であるという領有意識、領土・領海等の回収や国内統一を唯一実現できるのは共産党政権であるという国家理念の3つを挙げている。

しかし、中国による自己正当化の論理や革命史観に依拠しており。歴史的事実、国際関係論からの検証が不十分である。台湾があるため、中国は中華民国の承継国とは言えず、中華民国期の取組の中国による採用は、講和条約等で承認されていないことは中国も知っている。真の背景を解明する必要がある。

(2) 同活動の本質とその基本方針の意思決定プロセスについて、先行研究は、中国が国連海洋法条約で沿岸国の主権が強化する動きを利用して、南シナ海等の領有や管轄海域での管轄権強化などの外交方針の表明、自国に有利な国内法の整備を行い、法執行機関を使って他国に中国のルールを受け入れを迫っている「法による権力政治」を行っていると述べている。

しかし、中国の法律の大半が国際法逸脱とは言えず、国内法に海洋権益確保に有利な規定を設けるのは途上国でもみられる傾向である。また、中国の法執行機関には、法や外交方針によらない「海洋権益確保活動」、例えば、係争海域への侵入や外国公船への挑発行為、目的不明の調査・徘徊、係争中の離島への拠点建設等もある。従って、法によらない活動も含めた基本方針の意思決定プロセスと、その意思決定に影響を与えている権力機構やその他の勢力を解明することが必要である。

(3) 同活動の意思決定と影響力のある主体を、軍の戦略決定であり、軍主導とする先行研究や、国際法への対処方針の表明と法整備から、党・政府の外交当局と立法機関の決定であるとする先行研究がある。

しかしながら、①党・政府の外交政策決定機関と軍との関係、調整が未解明であり、②紛争時に外交当局と軍・法執行機関とで暫くの間、対外対応方針が異なっていることの説明がつかず、③海洋に大きな経済的利益を有する国有企業、地域の海洋産業の関与の有無が未解明である（これらが対外政策の決定の新たな関与者となり、意思決定が多様化しているという先行研究の論説が、「海洋権益確保活動」でもあてはまるかの検証がなされていない。）。

(5) 先行研究では、同活動が激化し易い要因については法執行機関の乱立を、同活動による危機の回避・抑制が機能しない要因については、法執行機関の乱立の他、海上衝突防止の協定や緊急時の相互連絡システムの協議が無いことを、要因として挙げている。

しかし、乱立された各法執行機関と「海洋権益確保活動」との関連性の有無が検証されないままの結論であり、かつ、官僚制特有の予算・組織の肥大化欲求と活動激化との関連性が検証されていない。また、危機回避の機能不全の要因についても、法執行機関同士や海上紛争拡大防止のための二国間協議の存在が知られておらず、これが何故実効性を挙げないかの解明がなされていない。

3. 研究課題

研究課題として、「中国の法執行機関による『海洋権益確保活動』が強硬で、非妥協的な姿勢である背景には、いかなる領有意識、理念、思想があるか、そして同活動の基本方針は、どのようなプロセスで意思決定され、それにはどのような権力機構や勢力が影響力を持っているのか。実行段階において、同活動が紛争激化を招きがちで、紛争抑止の機能が働かない要因は何か。」という課題を設定し、解明する。

4. 方法論

- (1) 中国の「軍事・安全保障論」に偏った視座からの分析でなく、海上における「法執行理論」、即ち、「法執行と海洋権益確保との間接的關係」（法執行とは、警備が一義的任務ではなく、国内法令違反の国内外船舶を取り締まることであり、海洋権益とは、法執行をもってそれを確認、担保するという間接的關係にあること）、「比例原則」（強制措置の段階的強化）等の分析概念から、中国法執行機関の「海洋権益確保活動」の特徴と問題点を解明する。
- (2) 同活動が強硬で非妥協的である背景については、中国の国際秩序観、海洋史観、革命思想の視座から解明を進めるだけでなく、客観的な歴史考証、国際関係論の視座から、中国の南シナ海や東シナ海に対する強固な領有意識^注、中華民国期の実効支配に向けた取組の中国による承継の妥当性を検証し、強硬な姿勢の背景の本質、深層を明らかにする（注；中国の強固な領有意識とは、南シナ海や東シナ海などを固有の領土・海域であり、かつ法的にも有効な領有権を持っているとしている認識をいう。）。
- (3) 中国の「海洋権益確保活動」に係る研究の関心が、軍事・安全保障論や国際法学・法律論による特徴、問題点の解明から、複雑な官僚機構と意思決定の仕組みに移りつつあることを参考に、中国の政策意思決定は多元化しつつあるとの視点に立って、「海洋権益確保活動」の意思決定システムとこれに影響を与えている権力、非権力の新関係者（公式、非公式アクター）を解明する。解明にあたっては、経済学や公共選択論の視座から、海洋権益に関連する石油、重工業・軍需産業や漁業、水産装飾品加工業（サンゴ、海亀、シャコの高級水産装飾品）に着目し、軍・党官僚と石油・軍需産業の利益集団化（複合体）、地方政府と水産業の融合による陳情集団化がどの程度進み、どのような影響を与えているかを解明する。
- (4) 「海洋権益確保活動」が激化し易い要因や危機回避の制度設計に消極的な要因については、「行政組織論」（「官僚制の理論」）を活用し、法執行機関と軍との関係、海洋での危機管理に対する軍内部の方針の形成過程、法執行機関の予算・組織の肥大化欲求等が要因となっていないかを解明する。

5. 本研究の結論

- (1) 中国の法執行機関による「海洋権益確保活動」には、通常の法執行活動も多くあるが、経済的利益が大きく、政権の正統性維持に関わる海洋権益である場合には、通常の法執行を超え、国際法から逸脱した強硬措置、挑発行為、特殊な調査活動等のあることが確認された。
- (2) 海洋権益を巡り中国が非妥協的な姿勢と強硬な活動になりがちな背景については、南シナ海や東シナ海及び台湾は中華世界の一部であり、外国から回復すべき領土、権益であるという伝統思想や中国固有の歴史観に支えられた強い領有意識と、これらの権益を外国から回収して国内統一を果たす唯一の正統政権は共産党であるという政権の正統性思想が背景にあることが確認された。

しかし、それは「海洋権益確保活動」を正当化するための中国側の理念、思想である。歴史の客観的検証から、中国の領有意識は、海洋の経済的利益の増大に応じて拡大してきており、南沙群島に至っては占拠もしていない。さらに、中国が、中華民国期の南シナ海での実効支配に向けた取組を援用（承継）して領有権を主張するのは、国際関係論からみて困難であり、第二次世界大戦後の講和条約等でも否定され、中国も認識している。以上から、中国の強硬姿勢の本当の背景は、経済的利益の増大に連動する領有意識と、政権の維持、正統性保持の思想であると言える。

- (3) こうした強硬な「海洋権益確保活動」は国際紛争の危険性があるため、法執行機関単独では判断困難

である。同活動の基本方針については、共産党、軍、政府の中枢によって意思決定され、軍と国家海洋局によって対外的な対処方針、運用基準が決められ、実行されている。その一方、共産党の領導小組や外交部等の伝統的な対外政策決定機関の影響力低下と、軍事外交の独立傾向が明らかになってきた。

さらに、同活動の強硬な方針の決定には、国家の幹部の経歴や機関誌等での主張から、石油産業と造船、鉄鋼等軍需産業による海洋権益、市場の拡大の要請があり、産業と軍・官の利益集団化の影響が明らかになってきた。さらに、沿海部においても、高級水産装飾品（サンゴ、海亀、シャコ）の産業と経済成長を目指す地方政府との結託、中央への陳情集団化がみられ、これら非公式アクターの関与による「海洋権益確保活動」の意思決定の多元化が明らかになってきた。以上の点は本研究の意義と言える。

(4) 法執行機関による「海洋権益確保活動」が実行段階で激化し易い要因については、法執行機関にある官僚制特有の予算、組織の肥大化欲求と、予算配分では国内治安や陸上の国防より優先されていない状況に加え、大陸棚の海域が紛争国側に大きく食い込む法整備をしていること等が要因となって、中国の法執行機関が係争海域で積極的に活動し、危機を創出している可能性が明らかになってきた。

また、法執行機関に紛争激化を抑止・防止する機能が働かない要因については、法執行機関創設時からの軍の強い影響、軍内部での海洋の危機管理方針の決定における陸軍偏重の人事構成の弊害から、「海洋権益確保活動」に伴う危機回避や危機管理の枠組み構築に消極的であることが判明した。